



平成24年12月26日
日本原子力発電株式会社

東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画修正に伴う 関係自治体との協議の開始について

東日本大震災の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法及び関係省令、防災基本計画、原子力災害対策指針等が策定または改正され、「原子力災害予防対策」、「緊急事態応急対策等の実施」、「原子力災害事後対策の実施」等を充実させる観点から、事業者に対して、新たに取り組むべき事項が示されました。

また、上記の法令の改正内容について、当社が定める原子力事業者防災業務計画に反映させ、関係自治体と協議の上、平成25年3月18日までに国に届け出ることが省令^{※1}で定められました。

これらを踏まえ、当社は、東海発電所・東海第二発電所の原子力事業者防災業務計画^{※2}の修正案を取りまとめ、本日、関係自治体との協議を開始しましたので、お知らせします。

※1：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成24年9月19日）

※2：原子力事業者防災業務計画

平成11年9月に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために原子力災害対策特別措置法が制定された。同法に基づき、原子力事業者は、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリング実施などの必要な業務を原子力事業者防災業務計画に定め、関係自治体との協議を経て国へ届け出ることが義務付けられている。当社では、同計画を平成12年6月に作成以降、毎年必要に応じ修正している。

以 上

別紙 東海発電所、東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画の概要

東海発電所、東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画の概要

1. 関係自治体

茨城県、東海村

2. 原子力事業者防災業務計画修正案の主な内容

【原子力災害予防対策】

- ・ 発電所緊急時対策所並びに本店原子力施設事態即応センターの場所、面積、自然災害への耐性、非常用電源及び燃料、通信設備等に関する記載を追記
- ・ 原子力事業所災害対策支援拠点の候補地、発電所からの距離、面積、自然災害への耐性及び電源等の確保に関する記載を追記

【緊急事態応急対策等の実施】

- ・ 防災訓練実施後の評価、原子力規制委員会への報告及び要旨公表に関する記載を追記
- ・ 通報、報告先の見直し

【原子力災害事後対策の実施】

- ・ 国、地方公共団体等と協力して汚染の除去等を行う旨の記載を追記
- ・ 国、地方自治体と協調して被災者への生活再建等の支援を行う旨の記載を追記

3. 協議期間※

平成24年12月26日から平成25年3月1日

4. 原子力事業者防災業務計画届出予定日

平成25年3月18日

※：原子力災害対策特別措置法施行令第2条に基づき60日間以上の協議期間を確保する。